

# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

## 市外の幼稚園（未移行幼稚園）を利用する保護者の皆様へ

### 【利用料】

- **令和元年10月1日より、市外の幼稚園（新制度未移行幼稚園）を利用する満3歳児から5歳児までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**

#### ■ 手続きについて

別紙の申請書に記載の上、幼稚園に提出ください。

※申請書については、【幼児教育・保育無償化に係る施設等利用給付認定】のページを参照ください。

#### □ 預かり保育を利用しない世帯

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

#### □ 預かり保育を利用する世帯

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・3号)

## 幼稚園の預かり保育を利用する保護者の皆様へ

- 幼稚園の利用料に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

※預かり保育は満3歳児は無償化の対象とはなりません。

※一時預かり事業（ママの会等）を併せて利用する場合、一時預かり事業分は無償化の対象とはなりません。

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける**必要**があり、**認可保育所と同じ認定基準**になりますので、裏面をご参照ください。認定に伴う添付書類を取得、記載し、申請書と一緒に提出ください。

## 【保育の必要性の認定に係る事由について】

- 1 就 労 1か月に64時間以上の労働(パート、内職、派遣、自営、就農を含む)を常態としていること。  
就労時間には、通勤時間及び残業時間は含まず、法定休憩時間を含む。
- 2 就 学 学校または職業訓練校(通信教育はのぞく)に在学していること。
- 3 出 産 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 4 疾病・障害 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
- 5 介護・看護 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 6 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 7 求職活動 求職活動(起業準備、利用内定後に求職活動を行う予定を含む)を継続的に行っていること。
- 8 育休継続 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- 9 その他 その他市長が認める場合

## 利用料及び預かり保育料について

### ■利用料について

令和元年10月1日より、利用料は0円になるため、園に対して、利用料の支払いは不要になります。

※通園送迎費、行事費、保護者会費等の実費負担分については、これまでどおり園にお支払いください。

### ■預かり保育料について

預かり保育料の支払い方法については、所在地の市町及び園側とで決定します。